

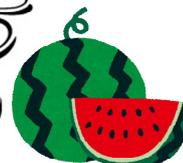
# まもろうネットニュース第19号

～登別市消費者被害防止ネットワークニュース～

発行日：令和3年7月21日

発行：登別市消費者被害防止ネットワーク

【事務局】登別市消費生活センター（85-3491）



## ▼令和2年度 登別市消費生活センター相談報告

登別市消費生活センターでは、令和2年度事業報告書を作成しました。令和2年度の相談件数は237件で、昨年度の224件から微増となりました。

令和2年度の相談の特徴として、不審メールや架空請求のハガキについての相談が、ピーク時(平成29年度)の101件と比べると令和2年度は24件と大幅に減りました。

これは「このハガキは架空請求だ」と理解した上で情報提供していただくことが増え、多くの市民の方に架空請求についての危機意識を持っていただけているのではないかと感じます。一方で、昨年一時的に品薄状態になったマスクや、健康食品の定期購入に関する相談が前年度に比べ増えていきますので、商品を注文する前に、返品はできるのか、定期購入が条件になっていないかなどの契約内容をしっかりと確認しましょう。

## ▼特定商取引法が改正されました

令和3年7月6日以降

一方的に送りつけられた商品は直ちに処分可能に!!

～対応3箇条～

### その1：商品は直ちに処分可能

注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送りつけられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。

### その2：事業者から金銭を請求されても支払不要

一方的に商品を送りつけられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払は不要です。事業者から金銭の支払を請求されても、応じないようにしましょう。

### その3：誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談

一方的に送りつけられた商品の代金などを請求され、支払義務があると誤解して、金銭を支払ってしまったとしても、その金額については返還を請求することができます。



一方的な送り付けに関わらず、対応に困ったり不安なことがあれば  
登別市消費生活センター（☎85-3491）までお気軽にご連絡ください！

※裏面もお読みください

# 新型コロナ ワクチン詐欺 に注意



©Kurosaki Gen

## 事例

- スマートフォンに「ワクチン接種の優先順位を上げる」というメッセージが届いた
- 「ワクチンを優先的に接種できる」と所管省庁をかたった電話があった
- 余ったワクチンを案内していると電話があった
- 中国製ワクチンを有料で接種しないかという勧誘があった
- 携帯電話に新型コロナワクチンの関連で私の口座情報等を尋ねる電話があった

## ひとこと助言

だまされないでね



見守るくん

- 新型コロナワクチンの接種に便乗した消費者トラブルや悪質商法に関する相談が寄せられています。
- 新型コロナワクチンの接種は無料です。ワクチン接種に関連付けて費用を求められても決して応じないでください。
- 国や市町村などの行政機関等が「ワクチン接種に必要」などと言って個人情報や金融機関の情報を電話やメールで聞くことはありません。聞かれても答えないでください。
- 少しでもおかしい、不安だと感じたときは、すぐに「**新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン0120-797-188**」または、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(**消費者ホットライン188**)。